

議 案 第 6 7 号

松戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年2月23日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業及び部分休業の取得要件の緩和等を行うとともに、子育て支援策として、育児休業からの職務復帰後の号俸の調整に係る換算率を引き上げるため。

松戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市職員の育児休業等に関する条例（平成4年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを「（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「育児休業の請求の際両親が」を「育児休業の承認の請求の際」に、「当該職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を常態として養育したこと」を「3月以上の期間を経過したこと」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第6条中「の5分の4に相当する期間」を削る。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条第1項中「部分休業」の次に「（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行す

る。

(育児休業計画に関する経過措置)

- 2 施行日前にこの条例による改正前の松戸市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号の規定により職員が申し出た計画は、施行日以後は、この条例による改正後の松戸市職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第4号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

(職務復帰後における給与等の取扱いに関する経過措置)

- 3 改正後の条例第6条の規定は、育児休業をした職員が施行日以後に職務に復帰した場合における号俸の調整について適用し、育児休業をした職員が施行日前に職務に復帰した場合における号俸の調整については、なお従前の例による。
- 4 平成23年3月31日において現に育児休業をしている職員が施行日以後に職務に復帰した場合における改正後の条例第6条の規定の適用については、同条中「当該育児休業をした期間」とあるのは、「当該育児休業をした期間（当該期間のうち平成21年4月1日前の期間については2分の1に相当する期間、同日から平成22年3月31日までの期間については4分の3に相当する期間、同年4月1日から平成23年3月31日までの期間については5分の4に相当する期間）」とする。

(松戸市技労職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 5 松戸市技労職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年松戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第2項中「（当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）」を削る。

(松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 6 松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年松戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第2項中「（当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）」を削る。